



熊本県公報

号外 第24号

平成25年6月28日(金)

(毎週 火・金発行)

目次

登載依頼

○熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与の特例に関する規則	(学校人事課)	1
○熊本県企業職員の給与の特例に関する規程	(企業局総務経営課)	1
○熊本県病院局職員の給与の特例に関する規程	(病院局総務経営課)	2

登載依頼

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。
平成25年6月28日

熊本県教育委員会委員長 米澤和彦

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与の特例に関する規則

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第14号。以下「給与規則」という。）の適用を受ける職員に対する給料月額（給与規則第3条の規定によりその例によることとされる熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年熊本県規則第34号）附則第4項の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

- (1) 給与規則第3条の給料表の適用を受ける職員で、その号給が1号給以上124号給以下のもの又は再任用職員であるもの 100分の4.77
- (2) 給与規則第3条の給料表の適用を受ける職員で、その号給が125号給以上のものの 100分の7.77

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県企業職員の給与の特例に関する規程

1 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（次項において「特例期間」という。）においては、熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和41年熊本県公営企業管理規程第16号。次項において「給与規程」という。）第2条第1項ただし書において準用する行政職給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

- (1) 職務の級が3級以下の職員（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）第15条の5第5項に規定する職務の級が3級以上で人事委員会規則で定める職員（以下この項において「行政職役職加算対象職員」という。）を除く。） 100分の4.77
- (2) 行政職役職加算対象職員で、職務の級が3級以上6級以下のもの 100分の7.77
- (3) 行政職役職加算対象職員で、職務の級が7級以上のもの 100分の9.77

2 特例期間においては、給与規程第3条第3項の管理職手当の支給に当たっては、当該職員の管理職手当の月額から、当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

熊本県病院局管理規程第4号

熊本県病院局職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

熊本県病院局職員の給与の特例に関する規程

- 1 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（次項において「特例期間」という。）においては、熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第5号。次項において「給与規程」という。）第2条第1項ただし書において準用する行政職給料表及び医療職給料表（1）から（3）までの適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。
- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号。以下この項において「一般職給与条例」という。）第15条の5第5項に規定する職務の級が3級以上で人事委員会規則で定める職員（以下この項において「行政職役職加算対象職員」という。）を除く。） 100分の4.77
- (2) 行政職役職加算対象職員で、職務の級が3級以上6級以下のもの 100分の7.77
- (3) 行政職役職加算対象職員で、職務の級が7級以上のもの 100分の9.77
- (4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員（一般職給与条例第15条の5第5項に規定する行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して行政職役職加算対象職員に相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定める職員（以下この項において「その他役職加算対象職員」という。）で、医療職給料表(1)の適用を受けるもの（以下この項において「医療職(1)役職加算対象職員」という。）を除く。） 100分の4.77
- (5) 医療職(1)役職加算対象職員で、職務の級が2級のもの 100分の7.77
- (6) 医療職(1)役職加算対象職員で、職務の級が3級以上のもの 100分の9.77
- (7) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員（その他役職加算対象職員で、医療職給料表(2)の適用を受けるもの（次号において「医療職(2)役職加算対象職員」という。）を除く。） 100分の4.77
- (8) 医療職(2)役職加算対象職員 100分の7.77
- (9) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員（その他役職加算対象職員で、医療職給料表(3)の適用を受けるもの（次号において「医療職(3)役職加算対象職員」という。）を除く。） 100分の4.77
- (10) 医療職(3)役職加算対象職員 100分の7.77
- 2 特例期間においては、給与規程第4条第3項の管理職手当の支給に当たっては、当該職員の管理職手当の月額から、当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。